

公益財団法人良陵医学振興会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人良陵医学振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、宮城県における医学教育・医学研究及び宮城県の医療の向上と発展を促進し、医療従事者の人材養成と県民の健康増進及び医学知識の普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医学と医療の振興に必要な研究及び教育に対する助成
 - (2) 医師、看護師をはじめとする医療関係者の人材養成のための助成
 - (3) 県民の健康増進の向上及び県民の医学知識の普及に関する事業
 - (4) 地域医療を担う人材の育成と地域医療体制の整備に対する助成
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費
- (6) その他の収入

(財産の種別)

- 第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) この法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 4 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

- 第7条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会で議決に加わることができる出席理事の4分の3以上の議決を経て、評議員会において議決に加わることができる評議員の4分の3以上の議決により承認を得た後、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理・運用)

- 第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産運用規程によるものとする。

(経費の支弁)

- 第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

- 第10条 この法人の特定の事業を遂行するため、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

- 第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第12条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得て毎事業年度開始の日の前日までに、宮城県知事に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得て、その事業年度終了後3箇月以内に宮城県知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第16条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含

まれてはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第19条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定めるものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 貸借対照表の承認

(3) 正味財産増減計算書の承認

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書の承認

(5) 財産目録の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) 理事及び監事の報酬等の額

(10) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第26条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところとする。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第31条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第28条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第60条の規定に従い、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、その評議員会に出席した評議員のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設定)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上10名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を常任理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第32条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任し、理事長が委嘱する。

2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常任理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べることができる。
- (4) 理事及び使用人に対して、いつでも事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する。
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第37条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定めるものとする。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第51条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第39条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉理事長及び顧問)

- 第40条 この法人に名誉理事長及び顧問をそれぞれ若干名置くことができる。
- 2 名誉理事長は、理事長経験者のうちから理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、医学の振興に関して優れた識見を有する者のうちから、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 4 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。

(名誉理事長及び顧問の職務)

- 第41条 名誉理事長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、参考意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第42条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第43条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び常任理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第39条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第44条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 第34条第1項第6号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第45条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知をしなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 6 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第46条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第47条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第48条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところとする。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第49条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつ

たものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条において読み替えて準用する同第15条の規定に従い、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、理事長及び監事並びにその理事会に出席した理事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第51条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第8章 委員会

(委員会)

第52条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第9章 維持会員

(維持会員)

第53条 この法人に、維持会員を置くことができる。

- 2 維持会員はこの法人の事業を賛助し、所定の会費を納入する。
- 3 会員及び会費に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事

項の変更につき、宮城県知事の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく宮城県知事に届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第56条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員若干人を置き、理事会の承認を得て理事長が任命する。
- 3 事務局及び職員に対し必要な事項は、理事長が理事会の同意を得て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第59条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録

- (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業報告書及び計算書類等
 - (8) 監査報告書
 - (9) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を得て別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

- 第62条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(委任)

- 第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日（平成24年4月1日）を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は平 則夫、常任理事は伊藤 恒敏とする。
- 4 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。
海野 倫明、小田 泰子、鎌田 宏、日下 睦男、亀山 元信
里見 進、鈴木 彦治、西川 善久、福田 寛、馬場 亨

附則（平成27年 2月18日改正）

- 1 この定款第44条第2項の変更については、平成27年2月18日より施行する。
(平成27年2月2日 理事会議決)
(平成27年2月18日評議員会議決)

附則（平成28年 6月 6日改正）

- 1 この定款第22条第2項の変更については、平成28年6月6日から施行する。
(平成28年5月11日 理事会議決)
(平成28年6月6日評議員会議決)

附則（令和 5年 2月28日改正）

- 1 この定款第44条第2項の変更については、令和5年2月28日から施行する。
(令和5年2月10日 理事会議決)
(令和5年2月28日評議員会議決)